

【交付申請／PPA・リース用】

令和8年度スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金 提出書類チェックシート

事業者名()

提出書類(重点対策加速化事業(再エネ分)－PPA・リース用)			該当する項目にチェックが入っていることを確認
対象設備、PPA、リース契約	1	本チェックシート	<input type="checkbox"/>
	2	補助金交付申請書(様式第3号)－PPA・リース用－ 重点対策加速化事業(再エネ分)	<input type="checkbox"/>
	3	工事完了証明書(様式第6号) ※対象設備の設置工事着工日と完了日を記載してください	<input type="checkbox"/>
	4	PPAもしくはリース事業者が設備導入した経費がわかる領収書および内訳書等のコピー □申請者(事業者)名 □品名 □品番 □販売店名 □販売店住所 □電話番号の記載されている必要があります ※複数の対象設備を申請される場合は、それぞれの金額(税抜き)がわかる様にしてください ※経費の詳細がわかる内訳書(見積書や契約書等を添付する場合は、対象の経費に○をつける等、補助対象経費と補助対象外経費がわかるように記載してください。)	<input type="checkbox"/>
	5	対象設備設置後の写真および家屋全体の写真 ※製品に貼られた品番等が記載されたステッカーの文字が判読できる写真を添付してください ※太陽光発電の設置後は、パネル枚数が確認できる写真を提出してください ※蓄電池の設置後の写真は、蓄電池とパワーコンディショナーとも必要です ※家屋全体の写真は、地面から屋根までが写り、個人住宅を確認できるもので対象設備が写ってなくても差支えありません ※集合住宅の場合は、集合住宅全体がわかる写真を添付してください	<input type="checkbox"/>
	6	PPAサービスもしくはリース契約の内容がわかる書類 □契約書等	<input type="checkbox"/>
	7	PPAの場合の証明書 ※サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	<input type="checkbox"/>
	8	リースの場合の証明書 ※リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類 ※リース等期間が法定耐用年数よりも短い場合は、所有権移転ファイナンス・リース取引または再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することが担保されていることがわかる書類	<input type="checkbox"/>
	9	PPAまたはリース契約時の利用料金計算書(別添2様式)	<input type="checkbox"/>
申請者(事業者)	10	滋賀県が発行する納税証明書(滋賀県の県税に未納がないことの証明) □提出日以前3ヶ月以内に発行された原本 ※下記に掲載の県税事務所で交付を受けてください。	<input type="checkbox"/>
	11	登記事項証明書 □提出日以前3ヶ月以内に発行された原本	<input type="checkbox"/>
	12	事業活動に関する資料 □会社案内パンフレット等	<input type="checkbox"/>
	13	直近2年間の財務諸表 □貸借対照表 □損益計算書	<input type="checkbox"/>
	14	振込先口座の通帳またはキャッシュカードのコピー □金融機関名 □本支店名 □口座番号 □口座名義 ※ネット銀行等で通帳がない場合は、上記項目の記載箇所を印刷してください	<input type="checkbox"/>
需要家(所有者)	15	同意書(別添1様式)	<input type="checkbox"/>
	16	住民票の写し(集合住宅の管理組合の場合、総会の議事録ないし登記事項証明書) □提出日以前3ヶ月以内に発行された現住所のもの □個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの ※「住民票の写し」とは、市町窓口やコンビニエンスストアで発行される原本(用紙そのもの)で、コピーをせずに提出してください	<input type="checkbox"/>
	17	滋賀県が発行する納税証明書(滋賀県の県税に未納がないことの証明) □提出日以前ヶ月以内に発行された原本 ※下記に掲載の県税事務所で交付を受けてください。	<input type="checkbox"/>
	18	「しがCO2ネットゼロ」ムーブメント」賛同書(様式第10号) ※任意	<input type="checkbox"/>
	19	太陽光発電の出力対比表のコピー □モジュールの製品名 □製造番号 □公称発電出力 □出荷時出力	<input type="checkbox"/>
	20	太陽光発電設備調書(様式第11号)	<input type="checkbox"/>

提出書類(重点対策加速化事業(再エネ分)－PPA・リース用)		該当する項目にチェックが入っていることを確認
住宅用太陽光発電システム	21 非FIT/FIPであることがわかる書類下記のいずれか ※余剰電力を売電する場合は、売電契約書の写しまたは買取り開始メール等の写しが望ましいが、系統連系の承諾と発電量調整供給契約の申込みの両方の書類の写しでも可。 ※余剰電力を売電しない場合は、以下の①および② ①電力会社との連系協議書類(系統連系申込、契約、申合等のFIT制度による連系でないことので分かる書類)の写し ②その他付随資料(例えば、単線結線図、発電所構内図等、需要設備のある自家消費型であることので分かる図面)	<input type="checkbox"/>
	22 パワーコンディショナのカタログのコピー □品番 □定格出力 □夜間待機電力	<input type="checkbox"/>
	23 対象設備の要件を満たしていることがわかる書類(カタログ等)のコピー □設備要件を満たしている書類	<input type="checkbox"/>
	24 太陽光パネル配置図面	<input type="checkbox"/>
家庭用蓄電	25 太陽光発電とシステム連系していることが分かる書類 □配線図もしくはシステム構成図、既設太陽光パネルもしくは発電量を示すモニターの写真	<input type="checkbox"/>
	26 対象設備の要件を満たしていることがわかる書類(カタログ等)のコピー □設備要件を満たしている書類	<input type="checkbox"/>
集合住宅	27 集合住宅の規定により管理組合等の承認が必要な場合は、承認されたことがわかる書類のコピー	<input type="checkbox"/>
別荘	28 登記事項証明書(建物の全部事項証明書) □提出日以前3ヶ月以内に発行された原本 ※所有権が需要家に移った翌日以降に着工している必要があります ※対象設備の工事着工時点の建物の所有者は需要家もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」である必要があります (同居家族の場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください)	<input type="checkbox"/>

提出書類(重点対策加速化事業(再エネ分)－PPA・リース用)		該当する項目にチェックが入っていることを確認
兼用住宅	29 登記事項証明書(建物の全部事項証明書) <input type="checkbox"/> 提出日以前3ヶ月以内に発行された原本 ※所有権が需要家に移った翌日以降に着工している必要があります ※対象設備の工事着工時点の建物の所有者は需要家もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅兼〇〇」である必要があります (同居家族の場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください)	<input type="checkbox"/>
その他	30 その他理事長が必要と認めるもの ※補助要件を確認できない場合等、追加資料を求めることがあります。	<input type="checkbox"/>

県税事務所 (上記No.10、17)

事務所名	住所	電話番号
西部県税事務所	〒520-0807 大津市松本一丁目2-1	077-522-4331
西部県税事務所 高島納税課	〒520-1592 高島市新旭町北畑565	0740-25-8012
南部県税事務所	〒525-8525 草津市草津三丁目14-75	077-567-5406
中部県税事務所	〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23	0748-22-7707
中部県税事務所 甲賀納税課	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6106
東北部県税事務所	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	0749-65-6606
東北部県税事務所 湖東納税課	〒522-0071 彦根市元町4-1	0749-27-2206
自動車税事務所	〒524-0104 守山市木浜町2298-2	077-585-7288